

消防団の主な行事

高浜市消防団入退団式

新年度を迎え、新入団員・団幹部の任命辞令の附与、退職団員の退団辞令の附与が行われ、新たな1年のスタートとなる行事です。



愛知県消防操法大会【7月20日(土)(於：蒲郡市)】

放水活動の基本となるのが消防ポンプ操法です。安全・確実・迅速に操作を行い、消火をするための技術を競い合います。毎年上位をめざし、高浜市の代表としてポンプ車の部に出場しています。

高浜市消防団観閲式【8月25日(日)(於：五反田第2グラウンド)】

消防団活動の集大成。部隊訓練、放水訓練と、1年間積み重ねてきた訓練等の成果を、市民の皆さんに披露する行事です。きびきびとした消防団員の行動にご注目ください。



消防団年末夜警【12月27～29日(於：市内一円)】

毎年年末の27日から29日の3日間、市内の火災警戒のため、市内一円を巡視する活動です。近年では、地域の子どもたちといっしょに拍子木を叩き、「火の用心」と大きな声で火災予防を呼びかけています。

高浜市消防出初式【1月5日(日)(於：五反田第2グラウンド)】

新春を迎え、高浜市内の消防関係者が一堂に集結し、消防体制の万全を期するとともに、安全・安心なまちづくりを推進する行事です。消防団のほか、消防署、企業による自衛消防隊などの多くの方が参加します。



火を使用するすべての飲食店に消火器が義務化されます

2016年12月に新潟県糸魚川市で発生した大規模火災の出火場所が小規模飲食店の調理用こんろであったことを契機に、消防法が改正されました。これまでは飲食店部分の延べ面積が150㎡以上で消火器が義務とされていましたが、10月1日から調理のために火を使用する飲食店はすべて消火器が義務となります。

義務となる消火器は定期的な点検と、その結果を消防署に報告が必要です。ただし、こんろに防火上有効な措置が設けられている場合やIHこんろのみである場合など、消火器が免除されることもありますので、詳しくは消防局のホームページを確認または、消防署に問い合わせてください。

<https://www.kinutoh.jp/shobo/yobo/syoukaki-insyokuten.html>

問合せ先 ・衣浦東部広域連合消防局予防課 ☎63-0136
・高浜消防署予防係 ☎52-1191



消防局キャラクター「きぬティ」